

参加意思確認公募手続実施理由書

案件名：田尻漁港海岸 田尻川排水機場電気設備改良工事（その3）

田尻川排水機場は、田尻町域の排水施設として、高潮および津波来襲時の水門閉鎖に伴う内水を排水することにより、当該町域における府民の生命・財産を浸水から守る重要な役割を果たす施設であり、安全で確実な運転を行うため、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

本工事は、現在実施している3号排水ポンプ更新に伴う電気設備の更新工事であり、ポンプの運転にかかる監視制御設備及び運転操作設備のシステム設計、機器製作、据付及び試運転調整までの一切を行うものである。

田尻川排水機場の既設システムは、各機器とのインターフェイス、データ転送に伴う信号処理方法、電気的条件等の細部構造システムについて、製作会社固有又は独自に開発設計した技術が採用され、要求性能を満足するよう製作されている。

このことから、本工事を実施する際は、既設監視制御設備とのインターフェイス等の非常に高いレベルのシステム設計及び機器の製作能力が要求される。更に更新後は、既設監視制御設備を含めたシステム全体の機能動作確認を行う必要がある。

また、本工事は既設監視制御設備改造部分の全体工事に占める割合が多くなっており、更に今回、負荷の制御方法を変更するため、監視制御設備と運転操作設備を一体でシステム構築する必要があり、既設監視制御設備改造部分を含めた一体での施工が必要である。

従って、本工事を施工するに当たっては、当該システムの設計、製作において、その機能、構造に精通していることが必要な上、当該システムの詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。

以上のことから、当該システムの設計、製作、据付及び試運転調整を実施した株式会社明電舎から機能増設工事、補修工事、保守点検業務を移管された株式会社明電エンジニアリング大阪営業所が唯一施工可能な企業であると考えているが、同社以外にこの工事を施工可能な業者がないかを確認するため、参加意思確認公募手続を実施したい。

また、株式会社明電エンジニアリング大阪営業所から徴取した見積が予定価格内であり、かつ、応募要件を満たす参加希望者（施工可能な業者）がない場合にあっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。

なお、本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、本府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積りを省略するものです。

また、応募要件を満たす参加希望者（施工可能な業者）がいた場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約を締結したい。